

昭和四十九年政令第二十七号

水源地域対策特別措置法施行令

内閣は、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百八十八号）第四条第二項、第五条、第九条第一項、第二項及び第四項、第十二条第一項並びに別表の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第四条第二項の政令で定める者）

第一条 水源地域対策特別措置法（以下「法」という。）第四条第二項の政令で定める者は、法第十二条第一項第一号に掲げる者とする。

（法第五条第一号の政令で定める事業）

第二条 法第五条第一号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 宅地造成の事業

二 公営住宅の整備に関する事業

三 林道の整備に関する事業

四 造林の事業

五 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の經營の近代化のための共同利用施設の整備に関する事業

六 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業

七 公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る。）の保存及び活用のための施設の整備に関する事業

八 スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設の整備に関する事業（第六号に該当するものを除く。）

九 保育所、幼稚園、児童遊園の整備に関する事業

十 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は児童遊園の整備に関する事業

十一 高齢者又は身体障害者に対する介護を行う者若しくはその介護を行う者につき手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護法の指導その他の国土交通省令で定める便宜を供与し、併せて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設の整備に関する事業

十二 無線電話の整備に関する事業

十三 消防施設の整備に関する事業

十四 畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業

十五 し尿処理施設の整備に関する事業

十六 ごみ処理施設の整備に関する事業

（法第五条第二号の政令で定める事業）

第三条 法第五条第二号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 漁港の整備に関する事業

二 水産資源の保護培養又は開発のための事業

三 水産物の流通の施設の整備に関する事業

四 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業

五 簡易水道の整備に関する事業

六 畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業

七 尿処理施設の整備に関する事業

八 ごみ処理施設の整備に関する事業

（法別表第一の政令で定める事業）

第四条 法別表第一の農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業は、農業用道路の新設若しくは変更又は農用地の造成とする。

二 法別表第一の政令で定める保安施設事業は、防災林造成事業又は保安林整備事業として実施されるものとする。

三 法別表第一の政令で定める一級河川の改良工事は、小規模河川改修事業として実施されるもので国土交通大臣が指定するもの及び局部改良事業として実施されるものとする。

四 法別表第一の政令で定める二級河川の改良工事は、小規模河川改修事業又は局部改良事業として実施されるものとする。

五 法別表第一の政令で定める都道府県道及び市町村道の新設又は改築は、道路整備事業として実施されるものとする。

六 法別表第一の政令で定める河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項に規定する一級河川の改修事業として実施されるもので、良工事（第四条第三項に規定するための施設）と定めるものを除く。）

七 法別表第一の政令で定める河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項に規定する二級河川の改良工事（第四条第四項に規定するものを除く。）

八 法別表第一の政令で定める砂防法（明治三十年法律第十二十九号）第一条に規定する砂防工事（第四条第四項に規定するものを除く。）

九 法別表第一の政令で定める河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第三項に規定する一級河川の改修事業として実施されるもので、良工事（第四条第三項に規定するための施設）と定めるものを除く。）

十 法別表第一の政令で定める砂防法（明治三十年法律第十二十九号）第一条に規定する砂防工事（第四条第四項に規定するものを除く。）

十一 法別表第一の政令で定める河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第三項に規定する一級河川の改修事業として実施されるもので、良工事（第四条第三項に規定するための施設）と定めるものを除く。）

十二 法別表第一の政令で定める砂防法（明治三十年法律第十二十九号）第一条に規定する砂防工事（第四条第四項に規定するものを除く。）

十三 法別表第一の政令で定める河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第三項に規定する一級河川の改修事業として実施されるもので、良工事（第四条第三項に規定するための施設）と定めるものを除く。）

（法別表第一の政令で定める事業）

第五条 法別表第二の農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるものは、区画整理及びこれと併せて行う農業用排水施設の新設又は変更とする。

（法別表第二の政令で定める事業）

第六条 法第九条第一項に規定する河川の改良工事は、小規模河川改修事業として実施されるもので国土交通大臣が指定するもの及び局部改良事業として実施されるものとする。

（法別表第二の政令で定める事業）

第七条 法第九条第一項に規定する河川の改良工事は、小規模河川改修事業として実施されるもので、前条

（国の負担又は補助の割合の特例）

第六条 法第九条第一項の政令で定める割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

（法第五条第二号の政令で定める事業）

第二項に規定する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条合に百分の五を加算した割合とした割合

事業の区分

国 の 負担又は補助の割合

（法第五条第二号の政令で定める事業）

第二項に規定する通常の国の補助の割合

（法第五条第二号の政令で定める事業）

業にあつては三分の一

二、道路整備事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律

第一号の規定による

國土交通大臣の指定を受けた道路に係る法律

事業にあつては十分の六

十分の四

（法第五条第二号の政令で定める事業）

事（前条第二項に規定するもの）
（国の負担金等の交付についての特例）

第二項に規定するもの
以外のものにあっては、
各省各府の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各府の長をいう。）は、毎年度、法第九条の規定による國の負担又は補助の割合によつて算定したその年度の國の負担金又は補助金の額を交付するものとする。

ては、平成二年度。以下この項において同じ。) 以降の年度に支出すべきものとされる国の負担 又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳 出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以 降の年度に繰り越されるものについて適用し、 昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為 に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきもの のとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年 度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補 助で平成元年度以降の年度に繰り越されたもの については、なお従前の例による。
附 則 (平成元年七月七日政令第二一六 号) 抄 (施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年七月二八日政令第二三 号) 抄 (施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年七月二八日政令第二三 号) 抄 (施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年七月二八日政令第二三 号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年七月二八日政令第二三 号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年七月二八日政令第二三 号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年七月二八日政令第二三 号) 抄 (施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日政令第一四
三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二五日政令第一
〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一
一) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日政令第一
一) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日政令第一四
三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一
〇七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一
一) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一
一) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一
一) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日政令第一
八一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日政令第一
一) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日政令第一
一) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、水源地域対策特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置

第五条 附則第二条に規定する土地改良事業についての前条の規定による改正後の水源地域対策特別措置法施行令附則第五項第一号の規定の適用については、同号中「第五十二条第一項、第二項及び第四項並びに第七十八条第一項から第三項まで」とあるのは、「第七十八条第一項から第三項まで並びに土地改良法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百七号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の土地改良法施行令第五十二条第一項、第二項、第四項及び第七項」とする。

附 則 (平成二〇年五月一三日政令第一
七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第八
三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年四月三〇日政令第一
三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年四月一日政令第九八
二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日政令第七
七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月九日政令第三四
三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月一六日政令第
四二一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月九日政令第三四
三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。